

令和5年11月1日

近畿弁護士会連合会 御中
大阪高等裁判所管内弁護士会 御中

大阪高等検察庁総務部長 大口 奈良恵

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う、保釈等された被告人の収容方法の変更について

日頃より、検察業務に御理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、第211回国会において成立した標記改正法（令和5年法律第28号）により、保釈等された被告人の控訴審判決期日への出頭義務が新設され、同義務を定めた刑事訴訟法第390条の2を含む部分が、本年11月16日までには施行されることとなります。

これまで、当庁においては、保釈等された被告人が、控訴審判決期日に出頭し、禁錮以上の実刑判決を受け保釈等が失効した場合であっても、即時に被告人を収容することなく、後日呼出状を郵送し、判決のおおむね1週間後に当庁に出頭させた上で被告人を収容する運用をしてきましたが、前記施行日以降は、原則として、期日終了後、大阪高等裁判所内で即時被告人を収容いたしますので、あらかじめお知らせいたします。

大変お手数ですが、所属される会員各位にも、その旨御周知いただきますよう御配意願います。

担当部署

大阪高等検察庁 総務部

電話 [REDACTED] (直通)